

「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」の一部改正について

(経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室)

「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について(平成15年11月21日薬食発第1121003号、平成15・11・17製局第3号、環保企発第031121004号)」の一部を平成17年4月1日付で改正しましたのでお知らせいたします。

平成17年4月1日
薬食発第0401003号
平成17・03・04製局第1号
環保企発第050401003号
厚生労働省医薬食品局長
経済産業省製造産業局長
環境省総合環境政策局長

「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」の一部改正について

「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について(平成15年11月21日薬食発第1121003号、平成15・11・17製局第3号、環保企発第031121004号)」の一部を下記のとおり改正し、平成17年4月1日から施行する。

記

別添3第1章第1条(3)中「被験物質溶液」の次に「及び標準物質」を加える。